



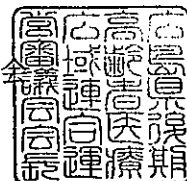
## 答 申 書

平成22年2月22日

広島県後期高齢者医療広域連合長

伊 藤 吉 和 様

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会  
会 長 金 城 利 雄



平成21年7月27日付け広広総第88号の諮問について、次のとおり答申します。

### 諮問事項1 広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について

#### 【主旨】

事務局案を承認する。

#### (事務局案)

##### (1) 基本的な考え方

第1次計画期間の状況や課題を踏まえた上で、第2次計画期間における広島県後期高齢者医療広域連合としての施策の基本的な指針を定める。

##### (2) 内容

広域連合と市町が相互に役割を担い、広域化のメリットを最大限に活かして財政の安定化を進め、後期高齢者医療制度の健全な運営を図る。また、後期高齢者医療制度が廃止され、新たな医療制度が創設されるに当たっては新制度への円滑な移行を図る。

計画期間については、平成22年度から新制度創設までの間とする。

##### (3) 広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

別添のとおり

## 諮問事項2 広島県後期高齢者医療広域連合における平成22年度及び平成23年度の保険料率の設定について

### 【主旨】

事務局案については、次の意見を付して承認する。

### 《付帯意見》

高齢者が健康でいきいきとした人生を送るために、また、後期高齢者医療制度の安定した運営をしていく上においても、高齢者の健康づくりが不可欠である。

については、広島県後期高齢者医療広域連合として保険者機能を発揮し、後期高齢者医療制度における保健事業の充実・強化を図られたい。

### (事務局案)

#### 1 保険料率の算定方法

平成22・23年度における後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、新保険料率算定に際しては、被保険者数の増加、一人当たり医療給付費の伸び、診療報酬の改定等の要因を適切に反映させる必要がある。

基本的には国の示した基準に基づいて算定を行うが、一部の事項については国の示した基準に加え、広島県の地域特性等を考慮して設定した数値を用いる。

##### (1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

###### ① 被保険者人口推計

被保険者人口推計は、国の示した伸び率を用いて次のとおりとする。

平成20年度平均被保険者数(A)	323,967人	
	平成22年度	平成23年度
国が示す伸び率(B)	1.068	1.107
被保険者数(A×B)	345,997人	358,631人
平成22・23年度被保険者人口	704,628人	

### 《理由》

前特定期間の算定時には、国から基準が示されなかったため、国立社会保障・人口問題研究所発表の『日本の都道府県別将来推計人口』が示す数値に基づき、推計を行ったが、この基礎となる数値は、平成17年度のものであり、現時点でも変更されていない。

今回は、国から基準が示されており、この数値は制度施行後の平成20年度の実績を踏まえた数値であることから、適切であると判断して推計に使用する。

② 医療給付費

医療給付費見込額は、次の伸び率により算定する。

平成20年度医療給付費 (A)	265,191,607千円	
	平成22年度	平成23年度
県独自に設定した伸び率 (B)	1.260	1.333
(参考) 国が示す伸び率	(1.233)	(1.299)
医療給付費見込額 (C) [ A × B ]	334,045,668 千円	353,612,588 千円
医療給付費見込額計 (D)	687,658,256千円	
高額介護合算療養費見込額 (E)	354,000千円	
医療給付費総額 [ D + E ]	688,012,256千円	

《理由》

前回は、国が示した伸び率を用いて医療給付費を推計したが、広島県においては、今回参照すべき平成18・19年度における一人当たり医療費の伸び率が全国平均に比べ高いことを考慮し、平成22年度から23年度の2年間、制度を安定的に運用するために、今回は広島県独自の伸び率を設定する。

広島県独自の伸び率は、国の推計方法に準じて設定するが、平成18・19年度における一人当たり医療費の国平均伸び率との差、また、診療報酬改定に伴う増加率を考慮し、先に推計した被保険者数により、平成22・23年度の総医療費を算出した上で、医療給付費の伸び率を設定する。

なお、医療給付費総額は、広島県の平成20年度後期高齢者医療給付費実績値に上記の伸び率を乗じて各年度の見込額を算出した上で、さらに2年度分の高額介護合算療養費見込額を加えて推計する。

③ 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、次のとおりとする。

	特別徴収	普通徴収
調定額全体に占める割合 (平成20年度実績)	64.41% (A)	35.59% (B)
収納率 (平成20年度実績)	100.00% (C)	97.68% (D)
予定保険料収納率 [ (A×C) + (B×D) ]	99.17%	

《理由》

国は、予定保険料収納率について、平成20年度の後期高齢者医療保険料収納率及び特別徴収割合を勘案して算出するよう指針を示しているため、広島県の平成20年度実績値を使用する。

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

平成22年度から23年度に必要な医療給付費等の費用額から、見込まれる国庫負担金や県・市町負担金、調整交付金などの収入額を差し引き、予定保険料収納率で割ることにより、新保険料率算定の基となる賦課総額を次のとおり算出する。

費用額 (A)	692,023,865,374円
収入額 (B)	630,008,856,517円
保険料収入必要額 (C) [A-B]	62,015,008,857円
予定保険料収納率 (D)	99.17%
賦課総額 [C÷D]	62,534,041,401円
(参考) 前回算定賦課総額	(53,956,939,980円)

(3) 保険料構成比

保険料構成比は、国が示す方法により算出された都道府県ごとの所得係数により、次により決定する。

$\text{応益保険料 (均等割)} : \text{応能保険料 (所得割)} = 1 : \text{所得係数}$
-------------------------------------------------------------

今回算出された広島県の所得係数は、1に近似であるため、保険料構成比は次のとおりである。

応益保険料 (均等割)	50%
応能保険料 (所得割)	50%

## 2 不均一保険料率の設定について

### (1) 離島などの地域の特例

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の特例による不均一保険料率の設定（恒久措置）は実施しない。

#### 《理由》

無医地区等の最寄りの医療機関と受診機会確保のための支援策についての状況を調査したところ、前特定期間の保険料算定時と同様であるため。

### (2) 医療費の地域格差の特例

前特定期間で対象となった神石高原町については、継続して特例が適用される。

$$\begin{aligned} \text{平成22・23年度における減額割合} &= (\text{軽減率} \times \text{乖離率}) \approx 6.75\% \\ &= \frac{2}{6} \times 0.2025 \approx 0.0675 \end{aligned}$$

## 3 保険料の上昇抑制について

保険料上昇を抑制するため、次の方策を算定に反映させる。

### (1) 広域連合剰余金の全額活用

平成20年度及び平成21年度に生じる広域連合剰余金見込額全額を賦課総額算定上の収入に繰り入れる。

### (2) 財政安定化基金の活用

広島県が設置している財政安定化基金について各年度の賦課総額の3%相当額を残高とし、それを上回る額を賦課総額算定上の収入に繰り入れることとする。

ただし、財政安定化基金は、保険料不足や給付費の見込み誤り等に起因する財源不足について、資金の交付・貸付を行うことを目的に都道府県に設置された基金であり、保険料上昇抑制を基金の用途とするためには、基金条例の改正及び平成22年度の予算計上が必要になることから、広島県と当該基金の活用について協議を進める。

#### 4 保険料率

広域連合剰余金と財政安定化基金を保険料上昇抑制のために活用することを前提として、平成22年度及び平成23年度の広島県後期高齢者医療広域連合における保険料率を次のとおり設定する。

	均等割額	所得割率
県内均一保険料率	41,791円	7.53%
特例適用後(神石高原町)	38,971円	7.03%

ただし、広島県議会において財政安定化基金活用に係る議案が否決された場合、保険料上昇抑制策としては広域連合剰余金活用のみとなるため、平成22年度及び平成23年度の広島県後期高齢者医療広域連合における保険料率の設定は次のとおりとする。

	均等割額	所得割率
県内均一保険料率	43,599円	7.92%
特例適用後(神石高原町)	40,657円	7.39%